

広島県公安委員会告示第4号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成28年1月21日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
5P1395	告示の日 (平成28年1月21日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRフィーバー機 動戦士ガンダム3 V	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同
5S1161	同上	回胴式遊技機	パチスロ 戦姫絶 唱シンフォギアS	同上	左同
5S1337	同上	同上	パチスロ トータル・イクリップスR	同上	左同